

議案第69号

みやき町あき地等の環境保全に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町あき地等の環境保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、あき地等の環境保全に関して、あき地等の所有者等による適正な管理をさらに推進するために、みやき町あき地等の環境保全に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町あき地等の環境保全に関する条例の一部を改正する条例

みやき町あき地等の環境保全に関する条例（平成17年みやき町条例第88号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に繁茂した雑草等を除去することにより、」を「の適正な管理に関して必要な事項を定めることにより、」に改める。

第2条第1号中「あき地」を「あき地等」に改め、「現に」の次に「人の居住の実態がなく、かつ、」を、「土地」の次に「又は使用されていない土地と同様の管理状態にある土地」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、農地、原野及び山林は除く。

第2条第3号中「害し、」の次に「交通事故、」を加え、同条第4号中「所有者」を「所有者等」に、「を所有又は管理している者」を「の所有者、占有者又は管理者」に改める。

第3条の見出し中「所有者」を「所有者等」に改め、同条中「所有者」を「所有者等」に、「常に努めなければならない。」を「に、常に適正に管理しなければならない。」に改める。

第4条の見出し中「勧告」を「指導、助言及び勧告」に改め、同条《第1番目の段落〔町長は、あき地等が管…〕》を次のように改める。

町長は、所有者等が前項の指導及び助言に従わないときは、当該所有者等に対し期限を定めてあき地等を適正に管理するよう勧告することができる。

第4条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

町長は、前条の規定に違反してあき地等が管理不良な状態にあると認めるときは、当該あき地の所有者等に対し、あき地の適正な管理について必要な指導又は助言をすることができる。

第5条中「前条」を「前条第2項」に、「所有者」を「所有者等」に、「雑草等を除去することを」を「あき地等を適正に管理することを」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「前2条の規定による勧告又は措置命令を行うため」を「この条例の施行に」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（代執行）

第6条 町長は、前条の規定による命令を受けた所有者等がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することで、著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該あき地等の管理不良な状態の改善を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

2 前項の代執行の責任者は、本人であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

みやき町あき地等の環境保全に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、あき地等の<u>適正な管理</u>に関して必要な事項を定めることにより、生活環境を保全し、もって健康で安全な住民生活を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>あき地等</u> 現に人の居住の実態がなく、かつ、使用されていない土地又は使用されていない土地と同様の管理状態にある土地をいう。ただし、農地、原野及び山林は除く。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理不良な状態 雑草等が繁茂又は密集し、かつ、それらが放置されているため、住民の健康を害し、<u>交通事故</u>、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。</p> <p>(4) <u>所有者等</u> あき地等の所有者、占有者又は管理者をいう。</p> <p>(所有者等の義務)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、あき地等に<u>繁茂した雑草等を除去すること</u>により、生活環境を保全し、もって健康で安全な住民生活を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>あき地</u> 現に使用されていない土地をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 管理不良な状態 雑草等が繁茂又は密集し、かつ、それらが放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。</p> <p>(4) <u>所有者</u> あき地等を所有又は管理している者をいう。</p> <p>(所有者の義務)</p>

第3条 所有者等は、当該あき地等が管理不良な状態にならないように、常に適正に管理しなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第4条 町長は、前条の規定に違反してあき地等が管理不良な状態にあると認めるときは、当該あき地の所有者等に対し、あき地の適正な管理について必要な指導又は助言をすることができる。

2 町長は、所有者等が前項の指導及び助言に従わないときは、当該所有者等に対し期限を定めてあき地等を適正に管理するよう勧告することができる。

(措置命令)

第5条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた所有者等がこれに従わないときは、期限を定めてあき地等を適正に管理することを命ずることができる。

(代執行)

第6条 町長は、前条の規定による命令を受けた所有者等がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することで、著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該あき地等の管理不良な

第3条 所有者は、当該あき地等が管理不良な状態にならないよう常に努めなければならない。

(勧告)

(新設) (新設)

第4条 町長は、あき地等が管理不良な状態にあると認めるときは、所有者に対し、期限を定めて雑草等を除去すべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第5条 町長は、前条の規定による勧告を受けた所有者がこれに従わないときは、期限を定めて雑草等を除去することを
命ずることができる。

(新設)

(新設) (新設)

状態の改善を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

2 前項の代執行の責任者は、本人であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入調査)

第7条 町長は、この条例の施行に
必要があると認めるときは、職員をして、あき地等に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 (略)

(委任)

第8条 (略)

(新設) (新設)

(立入調査)

第6条 町長は、前2条の規定による勧告又は措置命令を行うため
必要があると認めるときは、職員をして、あき地等に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 (略)

(委任)

第7条 (略)